

資料 1-1 (評価様式)

(委員名)

令和5年度の全体評価

◆総合評価

5段階評価

評価点	評価基準	評価
5	計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている	S
4	計画を上回って業務が進捗している	A
3	計画どおりに業務が進捗している	B
2	計画に対して業務の進捗がやや遅れている	C
1	計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	D

○総合評価コメント

◆個別評価

- (1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (3) 財務内容の改善に関する事項
- (4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

資料1－2(評価様式)

(委員名)

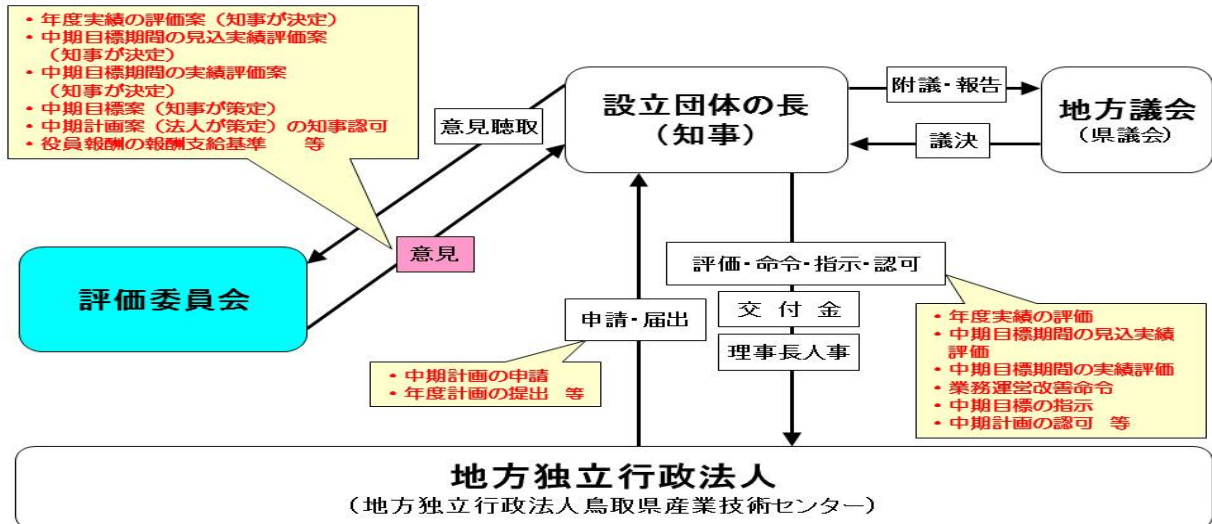
令和5年度 項目別評価

大項目	中項目	小項目	評価 単位	自己 評価	委員 評価	特記事項（評価に関するコメントなど）
Ⅰ 中期目標の期間 【令和5年4月1日～令和9年3月31日（4年間）】						
Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
	1 県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援					
		(1) 技術的課題解決のための技術相談	1			
		(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析	2			
		(3)新事業創出及び新分野進出への支援	3			
	2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発					
		(1)技術シーズの創生、研究成果の技術移転による事業化促進	4			
		(2)知的財産権の戦略的な取得と効率的な運用	5			
	3 鳥取県で活躍する産業人材の育成		6			
	4 県内外機関等との連携の推進		7			
	5 積極的な情報の発信		8			
Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項						
	1 機動性の高い業務運営、業務の効率化・合理化		9			
	2 職員の意欲向上と能力開発					
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項						
	1 予算の効率的運用		10			
	2 自己収入の確保					
Ⅴ その他業務運営に関する重要事項						
	1 内部統制システムの適切な運用、情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		11			
	2 施設・設備の計画的な修繕・整備					

地方独立行政法人制度について

1 地方独立行政法人とは

3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行し、遂行状況を第三者機関である評価委員会の意見を聴取し設立団体の長が評価・改善命令するとともに、中期目標期間終了時の見込み業務実績への評価を踏まえ、組織・業務の全般的な見直しを行う、PDCAサイクルに基づき、自主的に事業を実施する法人である。



2 地方独立行政法人の対象業務

○地方独立行政法人に関する基本的考え方（地独法第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること。

○対象範囲（地独法第21条）

- ①試験研究機関
- ②公立大学の設置管理
- ③地方公営事業（病院、水道、電気等）
- ④社会福祉事業
- ⑤申請等関係事務処理（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる「窓口関連業務」）
- ⑥公共的な施設の設置管理（介護老人保健施設、会議場・展示等施設、博物館、美術館等）

3 地方独立行政法人の職員身分の類型（地独法第2条）

公務員型（特定地方独立行政法人）（鳥取県、岩手県、山口県など）

業務の停滞が住民生活等に支障又は業務への中立・公正性を要件として、役員及び職員に地方公務員の身分を付与。

非公務員型（一般地方独立行政法人）（東京都、北海道、青森県、大阪府、大阪市、京都市など）

公立大学のほか、上記以外の地方独立行政法人。

4 鳥取県産業技術センターの概要

- (1) 設 立 日 平成19年4月1日
- (2) 組 織 体 制 (鳥取施設) 本部、電子・有機素材研究所
(米子施設) 機械素材研究所
(境港施設) 食品開発研究所
- (3) 役職員数 (現員) 役員 5名 …理事長1 (常勤)、理事2 (常勤1、非常勤1)、監事1 (非常勤)、
参与1 (非常勤)
職員 49名 (令和6年4月1日時点)
※交付金算定上の役職員定数… 役員6名、職員52名 (計 58名)

(地独) 鳥取県産業技術センター評価委員会の業務内容について

令和6年7月26日
産業未来創造課

1 主な業務

(1) 産業技術センターの業務実績評価に際しての意見

- ・ 年度業務実績報告書（毎年度）、中期目標期間終了時見込業務実績報告書（中期目標期間終了直前年度）、及び中期目標期間業務実績報告書（中期目標期間終了後）に対して設立団体の長が評価する際に意見する。
 ＊ 具体的には、上記業務実績報告書並びにセンターからのヒアリングを踏まえた評価委員による評価・コメントをもとに設立団体の長が各評価を決定

(2) 産業技術センターの中期目標・中期計画（4年間）に関する意見

- ・ 中期目標期間ごと（4年に1度）に設立団体の長により作成・変更される中期目標に対して意見する。
- ・ 中期目標期間ごとに中期目標をもとに産業技術センターにより作成される中期計画に対して設立団体の長が認可する際に意見する。

《評価委員会の所掌事務》

項目	評価委員会の所掌事務
法人運営の目標及び計画に対する意見	設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見
	中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見
法人運営実績評価に際しての意見	各事業年度における業務の実績評価に際しての意見
	中期目標期間終了直前年度における中期目標期間終了時に見込まれる評価に際しての意見
	中期目標期間における業務評価に際しての意見
	中期目標期間終了時の全般的見直し検討に係る意見
その他	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見
	重要財産の処分に係る許可に対する意見

2 令和6年度スケジュール（予定）

時期	内 容	評価委員会
6月28日	令和5年度業務実績報告書の提出（センター）	
7月26日	各委員による検討	○評価委員会（1回目） ・ 令和5年度業務実績に係るヒアリング
8月19日	令和5年度業務実績評価（案）の決定	○評価委員会（2回目） ・ 令和5年度業務実績評価（案）に係る意見交換
9月	議会報告（県）	
その他	役員給与等規程の改定などがあれば随時	○例年1回程度、軽微であれば書面開催

関係法令

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性等）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の事務及び事業が地域社会及び地域経済の情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 第八条第四項、第二十五条第三項、第二十八条第四項、第三十条第二項、第四十二条の二第五項、第四十四条第二項、第四十九条第二項(第五十六条第一項において準用する場合を含む。)、第六十七条第二項、第七十八条第四項、第七十九条の二第二項、第八十七条の八第四項又は第八十七条の十第四項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

(2) 第七十八条の二第一項の規定により第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次号において「公立大学法人」という。)の業務の実績を評価すること。

(3) 第七十八条の二第四項の規定により公立大学法人に勧告すること。

(4) 第八十条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

(5) 第一百二十二条第二項の規定により同条第一項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

(6) その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会は、前項第一号、第四号又は第五号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

- 4 第二項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

(1) 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(4の2) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

- 3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

(1) 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

(2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

(3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価の結果の取扱い等)

第29条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第30条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(役員の報酬等)

第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当(以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。)は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与を参酌し、かつ、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

○鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）（抄）

（委員会の所掌事務）

第3条 法第11条第1項に規定する地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、同条第2項第6号の規定に基づき、次の各号の事務を所掌するものとする。

- （1）法第26条第1項の規定による中期計画の作成又は変更に係る知事の認可に際して意見を述べること。
- （2）法第28条第1項の規定による毎事業年度における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。
- （3）法第28条第1項第3号の規定による中期目標の期間における業務の実績に関する知事の評価に際して意見を述べること。